

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
別表2 接続形態 1 適用		別表2 接続形態 1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)	(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	ア～サ (略) シ 2-2表又は2-3表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する事業者と利用者料金設定事業者が同一となる接続形態は、以下の場合に限ります。 (7) (略) (イ) 当社又は特定端末系事業者が着信事業者となる場合であって、 <u>番号計画に定める電報受付機能に係る番号に着信するとき</u>	(3) 表の適用	ア～サ (略) シ 2-2表又は2-3表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する事業者と利用者料金設定事業者が同一となる接続形態は、以下の場合に限ります。 (7) (略) (イ) 当社又は特定端末系事業者が着信事業者となる場合であって、 <u>民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第7項第3号で定める特定信書便役務の受付の用に供する番号に着信するとき</u>
		附 則(令和8年3月26日東相制第000200000796号) (実施時期) 1 この改正規定は、令和8年5月27日から実施します。	